

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 4-31-3 新橋オーシャンビル8A

## ■ ネットオークションの税金と確定申告

**Q** ネットオークションで着なくなった洋服や使わなくなったバッグなどを売却して、それなりの利益があがっており、その収入が1年間分を合計すると、50万円くらいになります。この場合、この収入に対して確定申告は必要なのでしょうか？

### 解説

1. 所得の区分  
まず、**売却の頻度**によって、所得の区分が変わります。  
継続して売却している場合...**雑所得**  
継続性がない場合...**譲渡所得**
2. 譲渡所得の生活用動産の非課税と50万円特別控除  
譲渡所得に該当すると、下記のような優遇の制度があります。

**生活の中で使っていた物**（家具や衣類など）を売却して得た利益は、**全て非課税**となります。

ただし、**30万円を超える**貴金属や美術品、売るために新品を手作りしたりすれば、非課税とはなりません。

譲渡所得の計算

譲渡所得の金額を計算するには、**年間最高50万円までの特別控除**があります。

雑所得に該当した場合は総合課税となり、上記の優遇はなにもありません。

3. いくら以上利益がでたら、確定申告が必要か？  
ネットオークションの利益とは、売上 - 必要経費のことです。

給与所得者（サラリーマンやバイトなど）  
**20万円を超えて**利益がでたら、確定申告が必要

ネットオークション以外に所得のない方（専業主婦や学生など）  
**38万円を超えて**利益がでたら、確定申告が必要

【ネット競売の売却益の課税の違い】

	所得の種類	
	譲渡所得 (継続性無)	雑所得 (継続性有)
生活用動産	非課税	総合課税
30万円超の 貴金属など	年50万円 までは特別控 除があるの で課税され ない	
売却目的で 作成したもの		

(注意) それぞれ20万円以下、38万円以下でも**住民税の申告は必要**ですよ。

### 要するに...

ネットオークションの場合、1回や2回程度、**単発で売却する場合は譲渡所得**となり、普段の生活で使っているものを出品して儲けても、一切課税されません。しかし、高額な美術品など一定の物を売却すれば課税されますが、売却益が**サラリーマンだったら20万円まで、専業主婦だったら38万円までは確定申告が不要**です。ただ、たとえ、確定申告が必要でも、実際に申告しているかどうか・・・正直少し疑問ですね。